

令和6年度

事業計画書

公益財団法人京都府立丹波自然運動公園協力会

I 事業運営方針

公益財団法人京都府立丹波自然運動公園協力は、京都府の中央に位置する立地条件や広大な敷地の中の自然環境を活かし、府民や地域住民が交流を図る場を提供することにより、当法人の理想である魅力的な「にぎわいのある公園」づくりを目指すとともに地元行政、関連団体と連携して地域振興にも寄与するため、下記の方針に基づき、スポーツ振興事業、自然文化推進事業及び自然文化・スポーツ推進支援事業を積極的に展開していく。

- (1) 「府民の体育・スポーツの振興」 ……京都トレーニングセンターを中心とした施設の利活用
- (2) 「健康づくりの場として活用」 ……府民の健康・スポーツの場としての活用推進
- (3) 「魅力的な花や緑の公園づくり」 ……自然を活かした触れあいの機会の提供
- (4) 「観光拠点としての利用促進」 ……周辺市町や道の駅など各観光施設との連携した地域の活性化
- (5) 「地域と連携した賑わいづくり」 ……周辺施設や関連団体との連携強化
- (6) 「子育て世代に優しい公園づくり」 ……安心して過ごせる施設整備と企画立案
- (7) 「広報活動の充実」 ……利用促進策の推進

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症は、国内での発生から3年余りを経て、感染症法上の位置づけが5類感染症へと見直され、これまで法や基本的対処方針に基づき実施してきた各種の措置は終了するとともに、基本的な感染対策についても、行政が一律に対応を求めるものから、個人や事業者が自主的に取り組むものと変わった。

令和5年度は、「ウイズコロナ」から「アフターコロナ」への転換に伴い、世の中での感染状況にも気を配りながらも、各種スポーツ大会や教室をはじめとした自主事業や定期的なイベントを実施し盛況を得た。昨年度人数制限を実施しながら営業したファミリープールは、制限を無くしたことにより昨年より約1万人多い利用となった。これからは、更に府民サービスの充実を図ることはもとより、より一層利用者（子どもや、身体の不自由な方や高齢者）が、運動施設や園内で健康増進など、安心・安全・便利で快適に広く利活用いただけるよう公園管理（施設整備や周知）を行う。

指定管理者としては第5期目指定管理業務の3年目となる本年度は折り返し地点となる。提案した5年間の事業計画事項について進捗状況を再確認するとともに、着実に遂行出来るよう努めていく。また、次期指定管理の獲得に向け一

歩先を見据えた準備を着々と進めていく。

京都トレーニングセンターは、令和4年10月にハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）ネットワーク構築事業連携機関に指定を受けた。

令和5年度には、スポーツ庁が実施する取り組みの一つとして、地域のスポーツ医・科学センターや関係機関が連携・協働し、地域のアスリート等に対するスポーツ医・科学支援提供体制の構築や支援内容の質の向上等を行う取組を支援するとともに、これらの取組を通じて得られたノウハウ等を全国的に展開する「地域におけるスポーツ医・科学サポート体制構築事業」の委託を受けることになった。

令和5年度は公園受付窓口より開始したキャッシュレス化の取り組みを拡大し、夏のファミリープール入場口での対応を実施した。今後は、更にキャッシュレス対応を強化し利便を良くする取り組みを実施していく。広報については、園内のQRコードをつけた案内看板を追加し、その場所での園内情報の提供を実施した。更なる利用促進策の推進としてホームページでのお知らせや、SNS（X、Instagram、Facebook）を有効的に活用し、計画的な情報発信していく。

大規模修繕としては、管理棟前の橋梁修繕、造波プール改修、宿泊棟建屋地下ピットへの排水ポンプ取付などを実施した。また、管理棟をはじめとする園地内水道管の老朽化による漏水が多々あり都度修繕対応を行なった。今後も計画的な修繕を予定している。

令和6年度は、5年度未実施の浄水場建屋改修工事、ファミリープールのゴムチップ舗装工事、7月で8年が経過する宿泊棟およびトレセン棟の外壁補修工事などを予定している。

都市公園は、人中心のまちづくりの中で個人と社会の「心豊かなくらし」の向上に向け、それぞれの地域の課題や個々の公園の特性に応じ、多機能な将来の可能性を発揮することが求められ、これからの公園は、様々な団体と協働したマネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指すべきとされている。

地域の中核施設として一層の地域活性化、まちづくりの場となるよう努力し、公益財団法人として公益性を維持しながら、コスト削減や新たな事業の取り組みを実施し自主財源の確保に取り組む。

Ⅱ 事業内容

公益事業

(一) スポーツ振興事業

施設の有効活用を図りながら、府民がスポーツを観たり、スポーツに触れたりする機会を創出し、スポーツを始めるきっかけづくりを行い、スポーツを通じて地域の交流を促進することを目指す。

スポーツ教室 夜間照明施設を活用した教室を開催し、昼間の利用が困難な方への参加を促す。子育て世代の方に無料の保育ルームを設置することで安心してスポーツが出来る環境を提供する。

スポーツ振興レクリエーションの普及

子どもたちから高齢者、障がい者まで多様な方々を対象とし、スポーツを楽しむ機会をつくとともに、参加者の親睦を深め地域交流の活性化を図る。

スポーツ支援事業 京都トレーニングセンターでは、医科学的なトレーニングによりアスリートの体力、競技力向上を図るとともに、選手間・指導者間の交流を促進し、指導力向上に貢献する。

さらに、南丹地域スポーツ&ウェルネス&ニューライフ広域連携プロジェクト及び京丹波町総合計画の基本方針に基づき、幅広い世代のスポーツを通じた人づくり、そして、地域住民の健康づくりの拠点となるよう取り組みを進めていく。

(二) 自然文化推進事業

自然やまちの文化に親しみながら公園を楽しんでいただくとともに、心豊かで質の高いライフスタイルの確立を目指す。花や緑にふれあうさまざまな環境学習の機会を提供する。

また、当公園の中だけにとどまらず、公園を拠点にした周囲、京丹波の自然や里山に関心を持っていただくことで地域の振興や活性化にも寄与する。

年間を通じ協力会主催のイベントのみならず、他団体（地元行政をはじめ団体や学校、周辺施設等）とのコラボイベントや持込イベントなどの日程調整を行い、来園される方が“いつ来ても楽しい賑わいのある公園”と感じていただける多彩なイベントを積極的に行う。

令和5年度は、触れる花壇や園内飾花の余剰苗の販売などを実施した。特に、園内飾花の余剰苗の販売は利用する方々より好評を得ている。

令和6年度は、催事も含めた自然豊かな緑や植物を活用しながら季節毎で楽

しめる自然エリアでのネイチャー体験も含め計画を進めていく。

また、平日月一回実施しているイベント「いとマルシェ」については、さらに認知度をあげられるよう今後も内容を工夫しながら実施する。

(三) 自然文化・スポーツ振興支援事業

スポーツ振興事業及び自然文化推進事業を実施するため京都府から指定管理者として受けた施設の適切な管理運営を行う。府民に施設の貸与を行うことを通じて、豊かな「スポーツライフ」及び自然文化と親しむライフスタイルを確立する機会の提供を行う。

コロナを境に様変わりしてきている利用（予約）状況に応じた対応を行なうため、窓口対応と共に行っていた予約業務を独立させ、トレーニングを伴う施設の利用推進、平日の施設利用に係る企業への営業、年間調整、キャンセル時の効率的な代替利用などに対応できる体制づくりを行なう。

収益事業

(一) 収1事業

給食業務事業、レストラン・売店等業務事業、請負業務事業ほか

京都トレーニングセンターの宿泊棟は300名収容可能であり、スポーツ合宿をはじめ、京都中部地域の観光拠点と位置付け、京都府内外からの一般利用者や観光客の宿泊も受け入れ利用促進を目指す。

合宿利用者には、カロリー計算された食事を競技や健康状態に留意しながら、一般の利用者にはニーズにあった食事（特別食）を予算に応じて、魅力ある丹波ブランドとして誇れる食材を積極的に取り入れながら食事提供を行う。食物アレルギーの利用者が増加してきているなか、事前に担当者と相談しながら必要な対応を行う。

調理については大量の食事調製を行うため、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理に基づき食品の安全には万全の注意を払い、衛生・健康面に留意して提供する。

レストラン運営については、曜日により利用人数に大きく差があるため令和6年度は試験的に年間を通じて定休日を設ける。

園内で開催される大規模な大会時等には、園内管理のノウハウを活かし主催者の要望に合わせ会場の設営業務を親切丁寧に請け負う。令和6年度は隔年得当公園に於いて実施される京都府消防操法大会の開催年度ということもあり、

今まで培ってきた実績をもとに今回も設営業務の入札に参加し主催者の要望に応えていけるよう努力を行う。

令和3年度から実施している園地内指定場所での外部業者によるキッチンカー一等での飲食物の販売サービスは継続、拡大していく。

園外事業として道の駅「京丹波 味夢の里」、「丹波マーケス」の維持管理業務を行う。この地域を訪れる人々に好印象を与え、地域への関心を持ってもらうとともに丹波自然運動公園をより多くの人々に知ってもらい、スポーツ振興や自然体験などを通じて地域振興事業の発展、地元雇用の拡大に繋げ、地元企業と連携し地域振興に貢献する。

(二) 収2事業

プール管理運営、パターゴルフ場の管理運営、施設の貸与

令和5年度のファミリープールは、入場制限をなしにして手続にキャッシュレスを導入し出入口での混雑が無いように注意しながら営業が出来た。本年度は、さらに運営方法を工夫し大勢の方々が安全、安心して利用していただけるよう工夫していく。

パターゴルフ場の運営について、曜日で利用客にバラツキが見受けられるため令和6年度は試験的に定休日を設け、施設の整備などに充てる。

当法人の公益目的に合致しないレジャーや観光目的での利用を収益事業として行い、利用促進を図ることで安定した経営基盤の推進に努める。スポーツをする子どもたちのみならず、一般企業の宿泊研修の場としても利用促進できるよう力を入れていく。

4年目になる初心者でも安心して家族でも楽しめるデイキャンプエリアの利用もPRに力を入れ、公園の利用促進有効活用と昼間のBBQの利用促進を図る。

事業内容一覧

事業名		開催時期	内容	目標値 (単位：名)	目標値 (単位：千円)	備考欄	
公益事業	(一) スポーツ振興事業	1) スポーツ教室	レディーススポーツデー	学校等長期休業期間を除く毎週水曜日の午前	健康体操、軽スポーツなど ※保育ルーム設置	950名	285
		テニス教室（昼間）	1期：4月～6月の毎週水曜日の午後 2期：10月～12月同上	初心者、初級者向け対象 ※保育ルーム設置（昼間のみ）	60名	360	
		テニス教室（夜間）	1期：6月～7月の毎週月曜日 2期：9月～10月同上		20名	140	
		京都サンガF.C親子サッカー教室	11月	京都サンガF.Cコーチによる指導	30組	30	
		ヨガ教室	毎月第4金曜日の午後	ヨガの基礎を学ぶ ※保育ルーム設置	120名	84	
		親子ヨガ教室	5月 10月	親子でヨガ楽しむ	30組	30	
		卓球教室	1期：4月～6月の毎週木曜日の午前 2期：10月～12月同上	卓球の基礎を学ぶ ※保育ルーム設置	240名	120	
		卓球練習会	6月、7月、9月	教室終了者や経験者が気軽に卓球を楽しめる	50名	20	
		太極拳教室	毎月第2金曜日の午後	初心者対象	120名	60	
		エンジョイテニス（昼間）	学校等長期休業期間及びテニス教室期間を除く毎週水曜日の午後	教室終了者や経験者が気軽にテニスを楽しめる	330名	132	
		エンジョイテニス（夜間）	毎月第1、第3月曜日の夜間		230名	115	
		ツリークライミング教室	5月、9月、11月	ロープを使って木に登る	140名	240	
		2) スポーツ振興レクリエーションの普及	テニス大会	4月、7月、10月	男女別ダブルス	165組	330
	マスターズテニス大会		3月	男子60歳以上、女子50歳以上の男女別ダブルス	55組	110	
	グラウンド・ゴルフ大会		5月、7月、9月、11月、3月	6ラウンドによるストロークプレー	1250名	2500	
	ゲートボール大会		5月、10月	予選リーグ戦のあと決勝トーナメント	30チーム	195	
	クロスカントリー大会		2月	3km、1.5km、ウォーキング	230名	146	
	グラウンド・ゴルフのつどい		学校等長期休業期間を除く毎週金曜の午前	グラウンド・ゴルフを通じて技術の向上と交流を図る	1,320名	396	
	全京都車いす駅伝競走大会		9月	協力団体として大会をサポート			

事業名		開催時期	内容	目標値 (単位：名)	目標値 (単位：千円)	備考欄		
		京都丹波ロードレース大会	11月	公園発着で起伏に富んだ自然豊かな京丹波路を満喫できるハーフマラソン大会	2,500名		実行委員会	
		ディスクゴルフ大会	11月	広い公園内の雑木林の中にコース設定した自然の中でのフライングディスク競技				
		障がい者スポーツのつどい	8月を除く毎月第2火曜日の午後	卓球バレー、ボッチャ、室内グラウンド・ゴルフ、フライングディスクなど	165名		京都府受託事業	
		障がい者スポーツ交流大会	6月	・卓球バレーの部 予選リーグ戦のあと決勝トーナメント ・フライングディスクの部（アキュラシー） ・ボッチャの部 予選リーグ戦のあと決勝トーナメント	100名		京都府受託事業	
	3) スポーツ支援事業	トレーニング指導	通年	・医科学的なトレーニングによりアスリートの体力、競技力向上を図る ・選手間・指導者間の交流を促進し、指導力向上に貢献	12,000名			
	(二) 自然文化推進事業	1) 文化教室	キノコ教室	10月	園内に自生するキノコを採取し毒キノコの見分け方を学ぶ	40名	20	
			天文教室／流星群観望会	4月、6月、8月、10月、12月	月・星座観望など	150名	45	
			木工教室	8月	ミニ椅子づくり	25名	50	
			天体望遠鏡作り教室	7月	天体望遠鏡づくり	25名	87	
			キッズ天文教室+太陽観測	11月	小学低学年以下対象の天文教室	20名	6	
しめ縄教室			12月	しめ縄づくり	20名	50		
JAXA事業やプロジェクトに関する講話など			3月開催予定（調整中）	宇宙航空研究開発機構（JAXA）の事業やプロジェクト研究に関する講話	50名	25		
ガーデニング教室	4月、6月、9月、12月	季節の花の寄せ植え	100名	325				

事業名		開催時期	内容	目標値 (単位：名)	目標値 (単位：千円)	備考欄	
	2) 自然体験	あっぱれたんぼ	5月～9月	田んぼをキャンパスに見立て、種類の異なった稲で絵を描く田んぼアート	300名	150	イベント参加
		タケノコ掘り／山菜採り体験（新規）	4月	園地内で自生する山菜などを採取体験	20名	16	
		黒豆、サツマイモの収穫体験及び販売	6月～10月、11月	公園に隣接する地元農家の圃場を活用した農業体験と副産物の販売			
		触れる花壇づくりとハーブの苗の販売	5月～10月	園芸療法的視点を取り入れた五感に訴える植物を直に触ったり、摘んだりできる花壇の設置および販売			
		みつけた！水辺の生きもの（水生昆虫／昆虫）（新規）	6月	公園周辺に生息する水生昆虫を探す	20名	10	
		落ち葉で焼き芋づくり（新規）	秋冬開催予定	公園の落ち葉をたくさん集めてお芋を焼いて食べよう			
		親と子の山村体験	10月（1泊2日）	稲刈り、キャンプファイヤーなど1泊2日の親子宿泊体験	30名	150	
	3) 作品展示他	ミニ懸崖菊・門松・竹灯籠・竹花器の販売 植物の販売	11～12月	間伐竹を加工し、自主事業や売店で販売 圃場で育て園内に移植した残りの花苗などを販売し、緑化を推進		233 602	
		菊花展	10月～11月	菊愛好家、須知高校、蒲生野中学校の方々による各種菊や五重塔の展示			
	4) イベント	いとま rché（いとまるしえ）	月1回（木曜）	平日に、手作り品の展示販売やキッチンカー販売などで賑わう場を提供する。	200名		
		丹波ちびっこまつり	5月	ファミリー向けのお楽しみイベント	8,000名		
		キッズドライブインシアター	5月	オリジナルダンボールカーを作るワークショップと子ども向け映画鑑賞会	100名		
		おでかけ WAWAWAin 京丹波	5月、10月	ワークショップほか大人も子どもも楽しめる手づくり市	1,000名		持込催事
		世界のあおぞら0丁目（合同会社L-ACT）	4月、5月、6月、7月、10月、11月	大型トランポリン、アクアボールを中心にスポーツアクティビティ等	1200名		持込催事

事業名		開催時期	内容	目標値 (単位：名)	目標値 (単位：千円)	備考欄		
		GREEN GREEN MARKET	5月	京丹波町タウンプロモーションの一環として開催。特産品販売やキッチンカーでの飲食販売などで町の魅力を発信			持込催事	
		クリスマスマーケット By GGM	12月	京丹波町タウンプロモーションの一環として開催。特産品販売やキッチンカーでの飲食販売などで町の魅力を発信			持込催事	
		森のバザール	9月	おしゃれをキーワードにした手づくり市	1,000名	187		
		京丹波マルシェ	10月	京丹波町の食に対するこだわりや誇りを持った出店者が、地元産品を使った料理や加工品などを販売おもてなしする				
		丹波公園まつり	11月	ファミリー向けのお楽しみイベント	3,500名			
	5) サポーター事業	公園サポーター	毎月(8月、1月を除く)	・園内の樹木選定作業、イベント準備などを実施				
		花木を育てる会との交流	4月	・栗の木と記念樹を定植 ・ランチ会、花木の手入れ				
	(三) 自然文化・スポーツ振興支援事業	1) 運動施設の公益目的貸与	各種運動施設の貸出	通年	・当法人の公益目的に合致した利用に対して運動施設を貸与			
		2) 宿泊施設運営	各種スポーツ団体、幼稚園・保育所・各種学校等の合宿の場として貸出	通年	・公園内にある様々なスポーツ施設を利用し、公園内の自然を存分に体験。トレーニング合宿では、スポーツ栄養の分野から選手を支える食事の提供を行い、トレーニング指導と共に栄養面でのサポートを実施	23,500名		
		3) 施設運営	安心・安全な施設管理	通年	・常に利用者の目線に立った対応を心がけ、施設の点検、感染症予防策として設備や備品の消毒など感染症対策にも十分注意し、安心・安全な快適空間を利用者に提供			

		事業名	開催時期	内容	目標値 (単位：名)	目標値 (単位：千円)	備考欄	
収益事業	(一) 収1事業	1) 給食業務事業	宿泊利用者の食事提供 公園利用者の弁当販売	通年	・栄養バランスのとれた食事を競技や健康状態に留意しながら提供 ・園内を利用する来園者や本格的にスポーツに取り組む選手等に向けたオリジナル弁当の調製		61,340	
		2) レストラン・売店等業務事業	・レストラン営業 ・売店・特設売店営業 ・バーベキュー営業 ・レストハウス（プール）営業 ・自動販売機の設置	通年 4～11月 7月13日～9月1日			6,000 9,020 4,620 6,020 2,250	手数料収入
		3) 請負業務事業	・各スポーツ大会会場設営など	通年	・主催者の要望に合わせ会場の設営		2,420	
	(二) 収2事業	1) プール管理運営		令和6年7月13日より9月1日までの51日間	・波のプールを備えたファミリープールの管理運営			
		2) パターゴルフ場管理運営		通年	全18Hの天然芝コース（距離380m・パー72）のパターゴルフ場の管理運営。	4,000名	1,300	
		3) 施設貸与	テニスコート、体育館、宿泊ほか	通年	・当法人の公益目的に合致しないレジャーや観光目的での利用を収益事業として行い、利用促進を図ることで安定した経営基盤の推進に努める。			
			トレーニング棟一般利用	通年	・健康・体力維持増進を目的として地元地域の一般住民にトレーニング機器の貸出	10,000名	3,000	
		4) その他	デイキャンプ事業	通年	・初心者も安全・安心して家族でも楽しめるデイキャンプエリア		308	・令和5年度宿泊所裏手に増設
	キッチンカー事業		通年	多種多様な飲食物の販売を外部業者と連携し販売することにより来園者の便宜を図る。		355		

Ⅲ 管理運営における基本的な考え方

協力は、公園を管理運営するに当たり、次に掲げる項目に沿って適切に実施します。

- (1) 公園は、府民のスポーツ振興、地域振興、健康・体力の向上及び文化活動の啓発・普及の拠点とした施設であるため、その設置目的の達成のため管理運営を行います。
- (2) 地方自治法、都市公園法、京都府立都市公園条例、公園条例施行規則等の関係法規の遵守し適切な管理を行ないます。
- (3) 特定の個人団体及びグループに対して、有利あるいは不利になるような取扱いをしません。
- (4) 効果的かつ効率的な管理運営を行い、経費の削減に努めます。
- (5) 利用者や地域住民の意見・要望を管理運営に反映させます。

1 管理運営体制

(1) 職員

公園の管理運営に係る業務の適切な遂行を行うため、管理責任者を明確にするるとともに、そのために必要な職員を配置します。

総括管理責任者：事務局長

管理責任者：総務課長、業務課長、管理課長、トレーニングセンター長

(2) 有資格者の配置等

業務を実施するに当たり、法令の定めるところにより有資格者を配置します。

電気主任技術者、防火管理者、危険物取扱者、ボイラー取扱作業主任
浄化槽技術管理者、プール管理責任者・衛生管理者、建築物環境衛生管理技術者

2 業務基準

(1) 利用受付内容及び業務基準

① 案内業務

ア 利用者から問い合わせがあった場合には、親切・丁寧な対応と適切な案内に努めます。

イ 遠足や団体での入園に関する問い合わせに対して案内します。

② 来園者対応業務

ア 施設・設備や遊具の使用方法等についての問い合わせに対して、親切・丁寧な対応に努め、説明不足によるトラブルや事故が発生することがないように適切に対応します。

イ 救急措置について

応急措置判断と救急車要請等、適切な対応を行います。

③ 受付業務

ア 手続きの電子化等の検討により、利用者の利便性向上に努めます。

イ 施設の空き状況を Web にて公開します。

ウ 空き施設の先着順受付に対して、原則として、使用承認書、利用料納入通知書

を作成し、発送します。

④ 利用料金徴収業務

ア 利用料金

(ア) 利用料金の収受に関し、キャッシュレス決済の取組を行います。

イ 有料試合による利用料収入について、精算及び徴収を適正に行います。

⑤ 公園内行為届け等の処理業務

ア 公園内における催し物等の開催で、法、公園条例に基づき府の許可が必要な場合は、京都府南丹土木事務所長の許可を得るよう案内します。

⑥ 飲食提供、物品販売等

ア 飲食施設又は販売施設の設置

利用者の利便性及びニーズに即応可能なサービスが提供できるように努めます。

(ア) 飲食施設

a レストラン

b 飲食物を取り扱うコーナー

c 飲食物を取り扱う自動販売機

(イ) 物品販売施設

a 物品を取り扱うコーナー

b 物品を取り扱う自動販売機

3 管理業務

(1) 施設貸出

① 施設貸出・管理業務

ア 体育館、競技場、テニスコート、クレイコート、軟式野球場、球技場、京都トレーニングセンター等について、適時に点検を行い、行事や競技会に不具合が生じないように管理します。

イ プールについて、日常的に点検を行い、使用者の安全で安心な使用を第一に考え、快適空間作りを心掛けて運営します。

(ア) プールの営業と管理・運営を実施します。

(イ) 運営にあたっては、プール指導管理士、プール衛生管理者、救急法指導員等、プール運営に必要な人材を配置します。

ウ 使用者による施設の清掃・整備について指導を行いません。

② 自主事業（健康管理、体力増進、スポーツ等）の企画及び実施業務

ア 府民の健康管理、体力増進、スポーツ、文化等の振興を図るため、事業を企画し実施します。

イ 府民の健康管理、体力増進、スポーツ等の実技指導を行います。

ウ その他、施設を有効に活用するような事業を新規に企画・実施します。

エ 実施に当たっては、具体的な内容について事前に京都府と協議し承認を得ます。

オ スポーツ相談業務

利用者の健康・体力増進及びスポーツ技術の修得等のため、利用者ニーズの把握及び相談に対応します。

③ 備品（I種）・消耗品管理業務

備品・消耗品について、適切な状態に保持・管理します。

④ 宣伝、広報業務

ア 公園の効用を最大限に発揮するため、SNS等の媒体を通じて利用促進に努めます。

(ア) 公園利用等に関する広報

- (イ) 公園の行事の広報
- (ウ) その他公園に関する広報
- イ 宣伝、広報媒体について
 - (ア) リーフレット、及び料金表の作成と配布を行います。
 - (イ) ホームページの作成と公開を行います。
 - (ウ) その他、公園の利用促進に有効な宣伝広報を行います。

⑤ 日常点検業務

- ア 目視点検等により、運動施設の施設及び設備の日常点検を行い、行事・競技会の開催に支障を来さないよう、又は安全に利用できるように維持管理します。
- イ 公園遊具設備等については、利用者の安全を第一に日常点検等を行います。
- ウ 放送設備、電光得点盤等は、いつでも使用できるよう定期点検と日常点検を行います。

⑥ 利用者の安全に係る業務

- ア ケガや事故等、緊急時においては関係機関への迅速な連絡と現場での応急手当に努め、関係機関との連携を行い利用者の安全を確保します。
- イ 事故データの収集と分析により利用者の安全対策を講じます。
- ウ セアカゴケグモ発生防除処理及び事後確認調査を行います。
- エ 遊具の専門業者による定期点検を行います。

4 施設維持管理

(1) 施設維持管理

① 運動施設維持管理業務

各運動施設において、施設利用者が快適に利用できるよう、年間を通してメンテナンスを行います。

② 警備業務

園内の巡視及び監視、夜間警備、交通・駐車案内等を行い、火災・盗難の予防及び不法侵入などの不法行為を防止、来園者への案内、駐車場対応等の施設・来園者の安全確保やサービスの提供を図ります。

③ 清掃、ゴミ搬出処分業務

大会、行事等の開催に支障が生じないよう業務を行い、常に快適な環境を来園者に提供します。

④ 電気・機械等保全業務

ア 電気・空調給排水設備保守管理業務

電気主任技術者3種以上の免許を有した者が、施設の円滑な運営と安全の確保に努めます。

イ プール機械運転・水質管理・清掃業務

機械運転・水質管理・清掃業務を適正に行い、常に快適な環境を来園者に提供します。

ウ 建築物・設備等保守点検業務

建築物、設備等の点検を行い、常時適正な状態に保ちます。

⑤ 植物管理業務

園内の樹木や芝生の管理業務を適正に行い、常に快適な環境を来園者に提供します。

(2) 修繕業務

① 応急的な修繕

ア 公園内における施設・設備等が破損、損壊又は老朽化などし、安全又は管理運営上、直ちに修繕を行う必要がある場合は、京都府に報告し、協議の上、早急に修繕方法の検討及び見積り作成等を行い、指定管理者は早急に修繕を実施します。

② 計画的な修繕

ア 公園内における施設・設備等が破損、損壊又は老朽化などし、安全又は管理運営上、次年度以降の計画的な修繕で対応可能なものについては、京都府が別途指示するときに必要な修繕項目、修繕内容、修繕方法、必要金額、優先順位等を整理し、京都府に報告します。

5 緊急時の対応

(1) 事故等発生時の対応

公園内において事故等が発生した場合は、警察や消防に連絡するなど適切に対応し、京都府に対して報告します。

(2) 災害発生時における対応

丹波自然運動公園は、自衛隊集結地、緊急消防援助隊集結地、物資集積地、広域車中避難場所に指定されているため、災害等の発生時で防災施設として機能することになった場合は、指定管理者は京都府の指示に従い、適切な公園管理を行います。

6 環境対策等

(1) 省エネルギー対策

利用者への利便性に配慮しつつ、冷暖房等においてエネルギー使用の効率化（省エネ）に努めます。
また、運営管理上使用する文具や用紙等についても、可能な限り再生原料を使用した製品の使用に努めるなど、積極的な省資源化に努めます。

(2) 喫煙対策

公園内の建物内は原則として禁煙とし、必要に応じて分煙対策が施された喫煙コーナーを設置します。